

埼玉県立文書館収蔵資料にみる「害虫」の誕生

駒見敬祐

はじめに～害虫とは

害虫とは何か。その問いは、場所により、人により異なると言える。一般的には、農作物に被害を及ぼす「農業害虫」、病気を媒介したり、生活環境に害を及ぼしたりする「衛生害虫」、また単に不快であるとの理由の「不快害虫」などに分けられる。さらには文化財を扱う施設においては、文化財に危害を加える虫を「文化財害虫」と呼ぶ。なお、極度に虫を愛する人にとってみれば害虫など存在しないと言うかもしれないし、極度に虫を嫌う人にとってみれば、虫はすべて害虫だと言うかもしれない。

このように、「害虫」というのは概念である。後に見るように、それが日本において誕生したのは近代になってからだと言われる。では、古来より日本人はどのように虫たちと向き合ってきて、「害虫」が発見されたことにより、どのような向き合い方へ変わったのだろうか。

瀬戸口明久氏による著書『害虫の誕生一虫からみた日本史』（ちくま新書）は、そのような日本人と害虫との付き合いに関して、詳細かつ丁寧に示されたものとして、示唆的である¹。本稿は瀬戸口氏の著書に学びつつ、埼玉県立文書館の収蔵する資料のなかから、人と虫との付き合い、害虫の誕生を見通すことを目的としたい²。

1 江戸時代の昆虫観

1-1 虫が湧く

本章では近代的な昆虫観が生まれる以前の、江戸時代までの虫観についてみていくことにしたい³。

現代でも使われる慣用句「虫が湧く」という言葉は、考えてみればおかしな言葉である。「湧く」という言葉を『日本国語大辞典』で引くと、「(1)液体が地中からふき出す。また、激しい勢いで流れる。(2)虫などが、自然に発生する。(3)比喩的に、物事が発生する。また、考えや感情などが生じる。」とある。「虫が湧く」の意味は(2)で取り上げられているが、「自然に発生する」というように、無の状態から突然現れるように感じる状況を「湧く」と表現していることがわかる。

当然のことながら、現代では虫には親がいて、それが卵なりを産んで、子が生まれるということは自明である。しかし、江戸時代以前はそうではなく、虫はまさに自然に湧き出すものと考えられていた。これは仏教の「四生」観に基づくものであり、虫は「湿生」、すなわち湿気から湧いて出るものとされていた。天保年間（1830～1843）前後に、房川渡中田関所（通称：栗橋関所、以下「栗橋関所」）の番士を勤めていた7代目足立十右衛門が、様々な見聞や知識を記した「雑事」（足立家文書66）に次のような記述がある。

【史料1】

夏雨ニ湿ふたる掃溜の日に照され湯気のたつ下よりかきさがせば、様々の虫這出る、父もなく母もなし、陰陽の気より生したる也、人も亦斯の如し、其始メハ陰陽の気より生し、夫より其人父母と成て

段々ニ子を生す、
 内容は陰陽五行説に基づいた話だが、注意したいのは、様々な虫が夏のはきだめの気から「父もなく母もな」くあらわれると考えられていたことである。尤も、人間の先祖も「陰陽の気」より生じたと考えられていたようでもある。この記述を残した足立十右衛門は、関所番士として様々な情報を手に入れこういった資料を作成していた。その興味関心は歴史・故実・心学などにも及び、知識人として評価される人物である⁴。

このように、虫というものが無から生じるものであると考えられていたのであるゆえに、作物などへの虫害は、気象現象などと同じような「天災」ととらえられていた。

1-2 『虫歌合評判』にみる虫

江戸時代は様々な「虫文化」が花開いた時代だった⁵。江村北海『虫の諫』（1762 年刊）や、十返舎一九『虫看鑑野辺若草』（1796 年刊）など虫を題材とした作品が登場し、伊藤若冲など様々な絵師によって虫が描かれた。虫を見る目は細やかな部分におよび、詳細な図譜（喜多川歌麿『画本虫撰』（1788 年刊）など）も誕生した。遠藤彰氏はこうした江戸時代の文化を「虫漬け文化」と評価する⁶。

江戸時代の文化のなかで現れたものの一つが、以下にみる『虫歌合評判』（小林（正）家文書 2993）である。奥書からは元禄 7 年（1694）の刊行であることがわかる。巻頭に「長嘯撰」とあるから、安土桃山時代の武将で歌人の「長嘯子」と号した木下勝俊が作者とみられる。埼玉県立文書館収蔵のものは小本の刊本であるが、同文で中本の冊子物（但し絵は無い）

表1 『虫歌合評判』に登場する虫たち

	左	右
1	こおろぎ	蜂
2	げしげし（ゲジ）	蟻
3	はたおり（ショウリョウバッタ）	みのむし
4	かまきり	あしまとい（ハリガネムシ）
5	いもむし	蝶
6	けむし	くつはむし
7	きりぎりす	みみず
8	すずむし	まつむし
9	むかで	きこりむし
10	ひくらし	こがねむし
11	はい（ハエ）	蚊
12	のみ	しらみ
13	けら	蛍
14	くも	蝉
15	くちない（蛇）	墓（ヒキガエル）

が「むしの歌合」という外題で内閣文庫（和学講談所旧蔵）に残されている。また早稲田大学図書館は「絵入虫十五番歌合」（請求記号：へ12 03472）と題した卷子装のものを所蔵している。本史料が様々な形態で、広く流布していたことが推測される。

冒頭には虫歌合せの概要が示され、その後虫による十五番の歌合せが左右にわかれて記され、それぞれの虫の挿絵が載せられている。判者は「藪下墓（やぶのもとのひきがえる）」で、それぞれの歌のあとにその優劣を判じている。ここでは左右それぞれで歌っている虫類を【表 1】として掲示した（なお現代の名称と異なる場合は、括弧で付記した。また 9 番は埼玉県立文書館収蔵史料では欠落しているが、内閣文庫本で補った）。

一見して明らかなように、現代では「虫」とはとらえられないへビやカエルといった生物も虫とされている。様々な生き物が登場しており、江戸時代の人々の虫観をうかがう上で興味深い史料である。

「害虫」との関わりを検討する本稿の主眼から、ひとつの生き物に注目したい。それが、10 番の右に位置する「こがねむし」である。その挿絵を【図 1】として掲示した。黒で塗られた体に、長い触覚、見ると、これは現代で普通に称される「コガネムシ」ではないようにみられる。恐らくこれはゴキブリだろう。

よく知られているように、江戸時代の「こがねむし」は現代のゴキブリを意味することがあった⁷。野口雨晴の童謡「黄金虫」（1922 年発表）に歌われる「コガネムシ」も、現代でいうゴキブリのことを言ったらしい。家に発生するチャバネゴキブリが小判に似ていることから、ゴキブリが増えると財産家になるという話が真相という⁸。ちなみに「ゴキブリ」という言葉は「御器（五器）かぶり」、すなわち蓋付の器をかじるという意味で呼ばれていたものが、「誤記」で「ゴキブリ」と紹介されたために広まった名前である⁹。

ともあれ、江戸時代には現代では嫌われ「害



図 1 『虫歌合評判』の“こがねむし、

虫」の代表ともいえるゴキブリでさえも、歌合せに登場するキャラクターだった。

1-3 江戸時代の「害虫」

1-1 で述べたように、前近代における作物へ対する虫害は、「天災」ととらえられる傾向が強かった。とはいえ江戸時代も作物を荒らす虫は存在しており、人々はその対策も行っていった。その一つは近代と同様に人力でそれらの虫を駆除しようとする努力であり、もう一つは「神力」に頼る方法であった。

人力による対策方法では、農書の普及により、様々な対策がとられたことが知られる。大蔵永常による『除蝗録』（1826 年刊）は、田畑への蝗（現代ではイナゴのことを指すが、江戸時代はウンカやトノサマバッタなどを含む田に被害を及ぼす虫一般を意味する言葉だった）の被害に対し、田に油（鯨油等）を注ぎ、虫を落として窒息させる方法などを説いている。埼玉県立文書館収蔵資料の中にも、田中（栄）家文書（2009）や川田氏収集文書（2826）にみられ、広く流布していたことがうかがえる。

一方、天災であるところの虫害に対しては、神力に頼ることも多々あった。現代にも民俗行事として続く虫送り行事は、神力に頼る一つの方法だった。埼玉県域では、県指定の無形民俗文化財として、「北川崎の虫追い」（越谷市）、選択無形民俗文化財として、「立沢の虫送り」（皆野町）「門平の虫送り」（同）など

が今に残る。越谷市で行われる北川崎の虫追いは、江戸時代から続くもので、麦わらを束ねた長さ 3 メートルほどの大きなたいまつに火を灯し、田んぼのあぜ道を行進しながら稲につく虫を追い払い、豊作を祈願するもので、「稲の虫、ホーイホイ」と声を合わせて行進する。

また、寺社で加持祈祷を行うこともあった。

【史料 2】会田家文書 3659-1

乍恐以書付奉願上候

武州足立郡左之者共一同奉申上候、私共村々近年田方ハ稲虫多生、畑方ハ野鼠出、田畑作物を喰荒し、甚難儀仕候間、何卒為御助、都而作物を喰荒し不申様、御加持被成下候ハ、大勢の百姓相助り難有仕合奉存候、以上、

文政三辰三月

これは、文政 3 年 (1820)、稲虫の発生と野鼠により作物に被害を生じた百姓たちが、某所に加持祈祷を願ったものである。下書きとみられるため宛所は不明である。なお村々が祈祷を願い出たのが 3 月であることから、実際の虫害が発生する前の、作付けの段階での依頼であったことがわかる。

以上のように、前近代においても発生する虫害に対して様々な努力がなされていたとはいえ、虫害はいまだ人力の及ばない天災だととらえられる傾向が強かったのである。

2 「害虫」の近代

2-1 殖産興業と害虫駆除

明治維新を迎え、日本は近代化にむけて突き進んでいく。政府は殖産興業を推し進めるため、虫害を天災と捉える迷信を排除するとともに、その駆除へ動き出していく。

明治政府は、明治 7 年 (1874) に内務省に勸業寮勸農局を設置し、欧米からの技術を導入しながら、勸農政策を推し進めた。その過程において、農作物への虫害という問題に直面することとなる。そしてこの対応の中で、当時アメリカで盛んになっていた「応用昆虫

学」、すなわち、昆虫の生態を研究し、それを応用して虫害の防除を行う学問について、明治政府は導入を図っていく。

先に述べたように、そのころの農作物への虫害は、「天災」だととらえられていた。昆虫学者名和靖と愛知県豊橋近郊農村の農作人との「成立していない会話」(名和は害虫発生に人力であたるように話す、農作人は虫除け札を立てたから問題ないとする¹⁰)は、その当時の政府・知識人たちと、農作人たちとの認識の違いを垣間見ることができる。そのため、政府は強い力で虫害への対策に乗り出していく。名和靖が害虫防除を説いた講演で「非常に国家に関係している」と述べたように¹¹、農作物への虫害は「国家」の問題へと昇華したのである。

埼玉県域でも、明治期にこうした虫害の報告がなされ、それに対応している様子が見えてくる。明治 11 年 (1878) 7 月 24 日、埼玉県令白根多助の名前で、内務卿伊藤博文に宛て、埼玉郡八条村・鶴ヶ曾根村地内において蝗虫が発生したため、「御省勸農局臨時報第十四四報告及両第四百四拾号照会等之趣」に基づいて、大勢でもってこれを駆除したため、臨時の御下金をいただきたい旨、願いが出されている。だがこの上申は却下され、県税金で賄うように命じられている¹²。明治十年代に至って、埼玉県下においても政府の臨時報に従って虫害に対応している様子が見えてくる。そしてここにおいて、「害虫」という言葉が使われていることに注意したい。

明治 13 年 (1889) 5 月 15 日、勸農局は更なる臨時報をもって、全国に対して害虫への対応を行うよう論達している¹³。臨時報の内容は、田圃虫害の恐ろしさを説くとともに、「農事月報」7 号において虫害の各地の景況と、その駆除方法を掲載しているので参考にすべし、というもので、熊本県や長崎県で発生した虫害の具体的な被害額を記載し、今年も天候の不順がみこまれるため、虫害に気を付けるよう警告している。なお「農事月報」とは、勸農局が発行するもので、地方の農業

の実施状況や、作況の把握、地方農会の動向把握などを目的として発行されたもので、人々はこうしたメディアに触れることで虫害の様子や、予防方法という情報を得ていた。

明治 18 年（1885）12 月、政府は各府県に「田圃害虫予防規則」を定めることを求め、埼玉県もこれに応じ、規則を定めている¹⁴。翌年 1 月 28 日に県は素案を作り、農商務省へ提出、その後修正を経て、以下のように定められている。少し長いが、県が定めた最初の害虫予防の規則として引用したい（なお原文はカナで書かれているが、読みやすさを考慮し平仮名に直した）。

【史料 3】

田圃害虫予防規則左の通り相定む

第一条 田圃ニ左ノ虫類発生したる時は其作人に於て速かに駆除に従事すべし、若し蔓延の徴ありと認めたる時は戸長役場又は勸業委員江届出べし

但し種類外のものとも雖も大害の徴あるもの亦同し

- 第一項 オケイナゴ 蝗虫
- 第二項 コカネムシ 金亀虫 豆類を害するもの ベイソウ 米象 豆類を害するもの
- 第三項 ジャクトリムシ 尺獲 葉樹を害するもの ゲムシ 蛄蝻 葉及茶樹を害するもの

第二条 駆虫区は戸長役場部内を以て一地区と定む

第三条 戸長役場に於て第一条の届ありたる時は直ちに勸業委員をして実地を視察せしめ、其種類害虫の模様等郡役所を経て県庁へ届出、同時に隣区戸長役場又は勸業委員へ通知すべし

第四条 勸業委員は実地を視察し、蔓延の徴あると認めたる時は戸長と協議の上、其区内人民をして駆除に従事せしむべし

第五条 前条の場合に於て害虫を駆除したる時は、其方法被害及別及作物の種類等其都度勸業委員に於て調査し、郡役所を経て県庁に届出べ

し

第六条 第四条に係る費用は町村費を以て支弁すべし

第七条 左の諸項に違背したるものは本県違警罪を以て諭し、五拾錢以上壹円五拾錢以下の科料に処し、又は二日以上五日以下の拘留に処す

第一項 害虫駆除を怠り蔓延に至らしめるもの

第二項 害虫蔓延に際し事故なくして駆除に従事せざるもの

右布達候事

明治十九年一月廿九日

埼玉県令吉田清英

なお規則に出てくる「勸業委員」とは、埼玉県が明治 12 年（1879）に県下各郡に置いた役職で、「農工商の事業の拡張、生産物の品位の向上・増産をはかり、共進会、品評会などの開設・参加の勧奨、植物種子の交換・媒介など」を行っていた¹⁵。

注目したいのは第七条である。害虫の発生をそのままに見過ごした場合「違警罪」に問われることが定められている。害虫駆除が国家による命令として行われることとなっていたのであり、人々はより強く「害虫」という存在と向き合わなければならなくなったのである。

さらに明治 29 年（1896）3 月 24 日には「害虫駆除予防法」が定められる。14 条に渡る同法では、農業害虫が発生した際の駆除、それに係る費用の支出、駆除作業に従わなかった場合や、駆除業務へ抵抗した際の罰則が定められている。この法律で駆除予防すべき害虫の種類及び駆除予防の方法は、府県知事が定めて農商務大臣の認可を受けることとなっていた（第 2 条）。これをうけ、埼玉県では明治 29 年 7 月 1 日に施行規則案を提出し、農商務大臣榎本武揚から認可をうけている¹⁶。埼玉県において定められた害虫は以下の通りである（括弧は施行規則中で記された読み仮名）。螟虫（ズイムシ）・蝗（イナゴ）・苞虫（ツトムシ）・葉捲虫（ハマクリムシ・ハマキムシ）・

金亀子 (コガネムシ・ブンブン)・蚜虫 (アブラムシ)・浮塵子 (ウンカ・コヌカムシ)・螟蛉 (アラムシ・ナムシ・甘藷ノムシ)・桑尺蠖 (クハノシャクトリムシ)・桑蛄蝻 (クワノケムシ)・茶蛄蝻 (チャノケムシ)。駆除予防方法はそれぞれの害虫によって記されるが、主要なものとしては、誘蛾灯の導入、捕虫網による捕獲、被害が大きい部分の焼却などがあった。県の規則では背いた場合の罰則は定められていないが、国の法律で定められた罰則が適用されたのだろう。農商務省農務局が明治 45 年 (1912) に発行した『農作物病虫害予防事務概要』には、明治 30 年 (1897) から同 43 年までの間、害虫駆除予防法違反で科料・拘留があった件数が各県ごとに記載されている。埼玉県においては、明治 38 年に科料 38 件、39 年に科料 2 件、43 年に科料 40 件となっている。この間、他県では重禁錮刑とされた事例もみうけられる一方、埼玉県では拘留は 1 件もみられず、全国的に刑に問われた件数は少なかったと言える。

こうして、明治時代に「害虫」という概念が定着していった。時にそれは公権力による強制的執行を伴った。こうした農作業に対する政府の強制は、当時の警察官がサーベルをつっていたことにちなみ、「サーベル農政」とも言われる¹⁷。そして害虫を駆除するという考えは、教育の現場において、さらに人々の認識に刷り込まれていくこととなる。

2-2 「害虫」概念の確立

明治 39 年 (1906) に発行され、害虫概念の確立のために使われたものの一つが、『農業教育 害虫唱歌』(川鍋家文書 804)【図 2】である。作歌は学習院教授井上頼罔、選輯が農商務省農事試験場昆虫部長小貫信太郎と高等師範学校教授佐々木祐太郎、作曲が高等師範学校講師山田源一郎とある。井上は六国史の校訂などを行った国学者で、小貫信太郎は農学者で著書に『農用昆虫学教科書』『農用昆虫学教本』『実用昆虫学』などがあり、農用としての昆虫学を普及した人物である。

本書の序にあたる「おことわり」には、こ



【図 2】『農業教育 害虫唱歌』

(川鍋家文書 804) より

の本は害虫の予防・駆除の作業を面白くさせるため、害虫・益虫の名前を覚えさせるため、害虫・益虫の性質や有益な知識を普及するためまとめられたものとする。唱歌は七五調で九つの部分に分かれる。1「害虫駆除に往く時の歌」、2「害虫を駆除して帰る時の歌」、3「稲の害虫 (螟虫[ずいむし]・浮塵子[うんか]・苞虫[つとむし])」、4「麦の害虫」、5「桑の害虫」、6「蔬菜其他の害虫」、7「果樹及び茶の害虫」、8「益鳥の歌」、9「益虫の歌」である。それぞれ節には長短があり、例えば「桑の害虫」や「果樹及び茶の害虫」が 2 節に対して、「稲の害虫」の中の螟虫には 9 節もあてられていて、対策の重要度がうかがえる。「螟虫」とはメイガ科の蛾の幼虫のことで、ニカメイチュウ・サンカメイチュウなどが現代でも被害の大きい農業害虫である。

さて、この唱歌において伝えたい部分が凝縮されているとみられる、1「害虫駆除に往く時の歌」の詞を以下に引用しよう。

【史料 4】

攻め来る敵は国のあだ、よせ来る虫は農
のあだ、いざや吾等は農のため、あだな
すむしと戦はむ、いねのあだなる螟虫や、
浮塵子つとむし其他に、敵はいく億あり
とても、みなわが武器に滅ぼさむ、葉末
の卵は摘みつくし、幼虫こもる茎はぬき、
そらとびめぐる成虫は、燈火に焼かむ網
にせむ、むぎに野菜に桑のむし、このみ
木の芽の害虫も、残るくまなく探し出し、
種を尽くさむ根を絶たむ、としごと享く
る損害の、いく千萬にくらべては、我が
いち日の骨折りは、何惜しからむ農のため

この詩にあるように、この頃にいたって、
害虫は農民の敵、戦いの相手であり、卵・幼
虫・成虫すべて駆逐するものという概念が、
刷り込まれていったのである。

一方で、「益鳥」や「益虫」という、農業害
虫を捕食する生物も把握され、生態系にそつ
た考え方が導入されてもいた。害虫駆除が生
態系を大きく変えるほどの状況に陥ったのは、
日本では戦後のことになる。

3 「害虫」と農薬、そして IPM へ

1-1 農薬の普及

以上に見てきた「害虫」の誕生とその対策
のなかで、科学殺虫剤の開発は画期的であり、
農産物の収穫量を飛躍的にあげたものでは
あることは間違いない。科学殺虫剤の本格的な開
発は第一次世界大戦以後のことであった。そ
の後、戦争による化学兵器と並ぶかたちで殺
虫剤の開発が進む。第二次世界大戦期にスイ
スで開発された DDT は、マラリアや発疹チフ
スなどの病原菌を媒介する衛生害虫を駆除す
るため、積極的に導入された。DDT の有効性
は、戦時中にマラリア対策に大きな効果をあ
げたアメリカ軍によって喧伝され、戦後の日
本にも広くもたらされた。DDT は人体には無
害とされていたため、ノミやシラミを駆除す
るものとして、多くの人が進駐軍によって頭

から DDT をまかれた。



【写真 1】上空からの DDT 散布
埼玉新聞社撮影戦後報道写真 S291352-1-2

さらに DDT は農薬としても使用された。昭
和 29 年（1954）8 月 15 日の埼玉新聞に「空
から農薬散布」との記事がある。それによれ
ば、岡部村普濟寺北谷田耕地（現深谷市普濟
寺）の水田で、ヘリコプターで地上 2 メートル
から DDT 粉剤が散布されたという【写真 1】。

このようにして農薬が人々の身近なものに
なると、農作物の収穫量は増加した一方で、
事故も発生するようになった。昭和 27 年
（1952）には農薬の TEPP 製剤・パラチオン製
剤などが毒物に指定され、翌年には農薬の正
しい使用のため、農薬危害防止運動が開始さ
れた。昭和 30 年（1955）に埼玉県・埼玉県新
農薬危害防止協議会・埼玉県植物防疫協会が
発行した有機燐殺虫剤の使用方法和事故予防
法を説いた『有機燐農薬指導必携』¹⁸という
冊子によれば、昭和 27 年のパラチオン・TEPP
製剤による中毒事故は全国で 203 件、埼玉
県で 46 件、そのうち死亡事故は全国で 49
件、埼玉県で 1 件であった。翌年には全国
で 1833 件、埼玉県で 122 件、死亡事故は
全国で 238 件、埼玉県で 4 件と報告されて
いる。農薬危害防止運動はその後も続き、
現在でも農薬の使用頻度が高い 5 月から 8
月までの期間で行

われている。

だがこうした農薬の危険性は、人の健康問題だけにとどまらなかったのである。

1-2 農薬と環境問題

1962年にアメリカで出版された1冊の本が世界に衝撃を与えた。レイチェル・カーソンの『沈黙の春(原題、Silent Spring)』だ。

春の日、暖かくなってきた気候のなか、小鳥や虫たちの声が聞こえ、川では魚が元気に泳ぐ。そのような景色が農薬による汚染によって破壊され、春になっても鳥も虫も魚もそこには存在しない、そうした事態が迫っているというカーソンの警告は、農薬と環境問題との関係に目を向ける大きな契機となった。

さらに日本では、昭和49年(1974)10月から翌年の6月まで朝日新聞に連載された作家有吉佐和子による小説『複合汚染』が、農薬や洗剤、排気ガスによる環境汚染の問題を説き、大きな話題となった。

こうした社会的な関心のもと、農薬のみに頼らない総合的な害虫防除の手段として「IPM(Integrated Pest Management、邦訳：総合的病害虫管理)」の考えが導入されていく。IPMは、現代でも様々な分野で用いられ、博物館・美術館・文書館においても、薬剤のみに頼らない文化財害虫の対策として導入されている。

農林水産省が提示している IPM の基本的な実践方法は「①輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病虫害・雑草の発生しにくい環境を整えること。②病虫害・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断すること。③②の結果、防除が必要と判断された場合には、病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じること」¹⁹とある。

桐谷圭治氏は、IPM から一步踏み込んで、生物多様性の維持も視野に入れた「IBM(Integrated Biodiversity Management、邦

訳：総合的生物多様性管理)」という理論を提唱している²⁰。自然環境の保護・多様性の維持は、現代社会では急務とされているものであり、今後は「一律的な害虫駆除」という方法を見直す必要さえあるのだ²¹。

おわりに

「害虫」は、明治政府が強い国を目指す中で誕生した。そして文明開化の名のもとに、虫送りや虫除け札といった、それまでの人々と虫との付き合い方は「迷信」として否定され²²、理解しなかった人々へは、罰則という手段で対応していった。こうしたなか、人々は害虫概念を自明のものとして受け入れていく。ここまで、近世の古文書、近代の行政文書から、日本における虫観の変化、そして害虫概念の誕生とその後の社会状況を概観的に見通した。これらは既に様々な視点で言及・指摘されており、史料の読み込みから個々に多様な論点が見いだせるものだが、害虫誕生の状況を見通すことができたのではないかな。

本稿で主張したのは近世以前の日本が自然との付き合い方に優れていたということではない。江戸時代の人たちも虫害に対し様々な手段をとっていたし、明治以降の科学的な害虫への対応は農作物の増産につながり、ウイルス等を媒介する衛生害虫の研究、殺虫剤等の開発により公衆衛生が飛躍的に改善した。

ではなぜ「害虫」が概念であることを強調したかという、今後の社会の指針として「持続可能性」と「多様性」が大きなキーワードとなっているからである²³。「持続可能性」は、環境問題を考えることである。第3章で見たように、害虫の駆除は農薬の使用と相俟って環境問題に課題を残し、今後は害虫をただ駆除するのではなく、生物多様性を維持しつつ、対応していく姿勢が求められている。「多様性」は、人と自然の関わりを考えることである。害虫が誕生した歴史を見通すことで、現代の環境状況、とりわけ昆虫が減っているという現代において、自然を見る目を養

う一助となるだろう。害虫を見る視点は、こうした様々な論点を提示している。

以上、個々の部分で論じ残したことは多いが、いずれも今後の課題としたい。

註

¹ 瀬戸口明久『害虫の誕生一虫からみた日本史一』（筑摩書房、2009年）。その前段として瀬戸口明久「害虫観の近代」（上田哲行編『トンボと自然観』京都大学学術出版会、2004年）がある。

² いわゆる「昆虫」といった場合、現在は六本脚で翅が四枚などの決まりがある。他方「虫」は、蜘蛛やムカデなどの節足動物を含む言葉で、江戸時代にはカタツムリやヘビ、カエルなどの小動物を含む言葉だった。本稿では「昆虫」に限らない「虫」を広く扱うため、意識的に「虫」という言葉を用いる。

³ 塚本学「虫を見る目の歴史」（同著『江戸時代人と動物』日本エディタースクール出版部、1995年、初出は1985年）などを参照した。

⁴ なお足立家文書の雑事開書の詳細については、『埼玉県史料叢書 25 雑事開書 I・日光御参詣御用中書留』（埼玉県、2023年）に所載の解説を参照。

⁵ 塚本学『生き物と食べ物の歴史』（高志書院、2021年）。

⁶ 遠藤彰「江戸の虫たちをめぐる表像と言説」（上田哲行編『トンボと自然観』京都大学学術出版会、2004年）。

⁷ 喜多川歌麿『画本虫撰』に描かれる「こがねむし」は、紛れもなく現代と同じコガネムシである。地域によって呼び方が異なったのであろう。

⁸ 安富和男『ゴキブリ 3億年のひみつ』（講談社、1993年）

⁹ 前掲注（8）。

¹⁰ 名和靖「害虫駆除予防ニ関スル講話筆記」1899年（小西正泰校注・執筆『明治農書全集 12』農山漁村文化協会、1984年、所収）。

¹¹ 前掲注（10）。

¹² 「害虫駆滅御下渡ノ件及指令」埼玉県行政文書、明 1506-17。

¹³ 「田圃虫害駆除ニ対スル勸業局長通牒並ニ臨時報諭達ノ件」埼玉県行政文書、明 1508-8。

¹⁴ 「農商務省へ田圃虫害予防規則届」埼玉県行政文書、明 1514-1。

¹⁵ 『新編埼玉県史 通史編 5』（埼玉県、1988年）。

¹⁶ 「害虫駆除予防法施行細則発布関係書類」埼玉県行政文書、明 1528-8。

¹⁷ 森田美比「明治後期茨城県の「サーベル農政」と農民」（『日本歴史』535、1992年）。

¹⁸ 埼玉県立文書館請求番号 G47015。

¹⁹ 「総合的病害虫・雑草管理（I P M）実践指針」（農林水産省ホームページより）。

²⁰ 桐谷圭治『「ただの虫」を無視しない農業：生物多様性管理』（築地書館、2004年）。

²¹ 近年でも、昆虫の数は確実に減ってきている。イギリスの昆虫学者デイヴ・グールソンは著書『サ

イレント・アース 昆虫たちの「沈黙の春』（藤原多加夫訳、NHK 出版、2022年）で、ネオニコチノイド系農薬など、新しい農薬の問題やその対応について論じている。

²² 牧原憲夫「文明開化論」（『岩波講座 日本通史 第16巻』岩波書店、1994年）。

²³ SDGs の目標では、「12 つくる責任、つかう責任」と「14 海の豊かさを守ろう」や「15 陸の豊かさも守ろう」が直接的にそれに該当するだろう。